北海道蜜蜂転飼条例施行規則

（昭和 32 年　４月 30 日規則第 61 号）
改正 昭和 36 年　３月 31 日規則第 38 号
昭和 63 年 11 月　７日規則第 107 号
平成　９年　３月 28 日規則第　８号
平成 12 年　３月 31 日規則第 159 号
平成 19 年　３月 16 日規則第 17 号
最終改正年月日：平成 25 年　３月 29 日規則第 49 号

北海道蜜蜂転飼条例施行規則をここに公布する。

北海道蜜蜂転飼条例施行規則

（許可の申請）

第１条　北海道蜜蜂転飼条例（昭和 32 年北海道条例第 15 号。以下「条例」という。）第３条第１項の規定による許可の申請は、その場所において蜜蜂の飼育を始める日の１箇月前までに、（別記第１号様式）を提出してしなければならない。

２　条例第３条第１項の規定による許可を受けた者（次条において「許可転飼者」という。）は、次に掲げる事項を変更しようとするときは、改めて同項の規定による許可を受けなければならない。この場合において、前項の規定の適用については、同項中「申請は、その場所において蜜蜂の飼育を始める日の１箇月前までに」とあるのは、「申請は」とする。

(1) 蜂群数
(2) 転飼の場所
(3) 転飼の期間

（許可事項の変更の届出）

第２条　前条第２項の規定にかかわらず、許可転飼者が同項各号に掲げる事項を変更した場合において、事前に条例第３条第１項の規定による許可を受けることができないことにつき緊急やむを得ない事情があると認められるときは、遅滞なく、別記第２号様式によりその旨を知事に届け出ることをもって足りる。

２　許可転飼者は、前条第１項の申請書に記載した事項（同条第２項各号に掲げる事項を除く。）に変更があったときは、遅滞なく、別記第２号様式によりその旨を知事に届け出なければならない。

（許可証の様式等）

第３条　条例第４条第１項の許可証は、別記第３号様式によるものとし、１件につき１枚を交付するものとする。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（昭和 36 年３月 31 日規則第 38 号）

１　この規則は、昭和 36 年４月１日から施行する。

２　この規則による改正前のこの規則の各条により改正されることとなる規則（以下「当該規則」という。）に基づく証明書等でこの規則施行の際現に効力を有するものは、この規則による改正後の当該規則に基づく証明書等とみなす。

３　この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の当該規則に基づいて作成されている用紙等がある場合においては、この規則による改正後の当該規則の規定にかかわらず、

当分の間使用することを妨げない。

附　則（昭和 63 年 11 月 7 日規則第 107 号）

１　この規則は、公布の日から施行する。

２　この規則の施行の際現に交付されているこの規則による改正前の様式による証明書等は、この規則による改正後の様式による証明書等とみなす。

３　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、昭和 64 年３月 31 日までの間使用することを妨げない。

附　則（平成９年３月 28 日規則第８号）

１　この規則は、平成９年４月１日から施行する。

２　この規則の施行の際現に交付されているこの規則による改正前の様式による証明書等は、この規則による改正後の様式による証明書等とみなす。

３　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、平成９年５月 31 日までの間使用することを妨げない。

附　則（平成 12 年３月 31 日規則第 159 号）

１　この規則は、平成 12 年４月１日から施行する。

２　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間使用することを妨げない。

附　則（平成 19 年３月 16 日規則第 17 号）

１　この規則は、平成 19 年４月１日から施行する。

２　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間使用することを妨げない。

附　則（平成 25 年３月 29 日規則第 49 号）

１　この規則は、公布の日から施行する。

２　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の北海道みつばち転飼条例施行規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の北海道蜜蜂転飼条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間使用することを妨げない。

別記第１号様式
（第１条関係）

蜜　蜂　転　飼　許　可　申　請　書

平成　　年　　月　　日

北　海　道　知　事　　様

現住所
通信連絡場所
電話番号
氏名又は名称及び代表者氏名　　㊞

次のとおり転飼したいので、許可されるよう、北海道蜜蜂転飼条例第３条第１項の規定により申請します。

記

転飼しようとする場所	左の土地所有者等の住所及び氏名	最大計画蜂群数	転飼期間	飼養管理者の住所及び氏名	備考
			月　日から 月　日まで		
			月　日から 月　日まで		
			月　日から 月　日まで		

注　１　氏名又は代表者氏名欄に署名した場合、押印を省略できます。
　　２　電話番号は、できるだけ常時連絡が取れる携帯番号の番号としてください。
　　３　転飼しようとする場所は、字、番地まで記入してください。
　　４　申請書には、蜂群設置場所図面その他の知事が定める必要な書類を添付してください。
　　５　用紙は、日本工業規格Ａ４とする。

別記第２号様式
（第２条関係）

蜜　蜂　転　飼　許　可　変　更　届

平成　　年　　月　　日

北　海　道　知　事　　様

現住所
通信連絡場所
電話番号
氏名又は名称及び代表者氏名　　㊞

北海道蜜蜂転飼条例施行規則第２条第１項（第２項）の規定により、次のとおり届け出ます。

記

１　変更の理由

２　変更届に係る許可の状況及び変更内容

（１）転飼許可の番号
　　年第　　号

（２）変更した事項
　ア　従来の許可の内容

　イ　変更した内容

（３）変更年月日
　　年　　月　　日

注　１　氏名又は代表者氏名欄に署名した場合、押印を省略できます。
　　２　電話番号は、できるだけ常時連絡が取れる携帯番号の番号としてください。
　　３　転飼の場所を変更した場合は、字、番地まで記入してください。
　　４　変更届には、条例第４条第１項の許可証その他の知事が定める必要な書類を添付してください。
　　５　用紙は、日本工業規格Ａ４とする。

別記第３号様式
（第３条関係）

年第　　号 蜜　蜂　転　飼　許　可　書	
住　　所	
氏名又は名称及び 代表者氏名	
蜂　　群　　数	
転　飼　の　場　所	
転　飼　の　期　間	
そ の 他 の 条 件	
年　　月　　日 北海道知事　　印	

注　用紙は色紙を使用し、大きさは日本工業規格Ａ４とする。